

令和4年第2回定例会議

教育委員会会議録

令和4年3月2日

羽島郡二町教育委員会

令和4年第2回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

※当議事録では、個人情報に関する記述について、本人が特定される恐れがあるため省略している部分があります。

○日 時 令和4年3月2日（水曜日）午前9時59分から午前11時15分まで

○場 所 岐南町役場 会議室4-1

○会期の決定について

△日程第1 前回の会議録の承認について

△日程第2 教育長の報告

【資料1】

○議 題

△日程第3 議案第4号 令和4年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

△日程第4 議案第5号 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の一部を改正する規約について

△日程第5 議案第6号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

△日程第6 議案第7号 羽島郡二町教育委員会行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係規則の整備について

△日程第7 議案第8号 羽島郡二町教育委員会規則における申請書等の押印の取り扱いの特例に関する規則の廃止について

△日程第8 議案第9号 羽島郡二町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

△日程第9 議案第10号 羽島郡二町教育委員会行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係要綱の整備について

○協 議 題

- 日程第10
- (1) 令和3年教育委員会事業報告について
 - (2) 令和4年教育委員会事業計画（案）について
 - (3) 令和4年度教職員の服務宣誓式（案）について
 - (4) 令和4年度年間行事計画（予定）について
 - (5) 次回（第3回）教育委員会定例会の開催について
 - (6) その他

○出席者 教育長 野原弘康
教育委員（教育長職務代理者） 岩井弘榮
教育委員 久納万里子
教育委員 西 雅代
教育委員 羽田野正史

○説明のために出席した者

総務課長	石川 恵
学校教育課長	五藤 政志
社会教育課長	堀内 潤一

1 本日の書記

総務課長	石川 恵
------	------

【午前9時59分 開会】

△開会

教育長挨拶

◎教育長 只今より令和4年第2回羽島郡二町教育委員会定例会を始めさせていただきます。

△会期の決定について

◎教育長 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 はい。よろしくお願ひします。
異議なしと認め、会期は1日とさせていただきます。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 では、日程第1 前回の会議録について、総務課長より報告をさせていただきます。

◎総務課長 前回の会議録の承認についてご報告いたします。資料2頁をご覧ください。

令和4年第1回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和4年2月15日（火）午前9時55分から笠松町役場 3階 第2会議室で開催されました。

その会議の概要をご報告します。議題といたしまして、

議案第1号 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算（案）について
総務課長が議案書に基づいて、歳入歳出総額237,379千円の予算規模の歳入の各町の分担金、負担金の算出内訳と歳出の主要事務事業等についての説明を行い、委員からご意見をいただきました。会計年度任用職員の配置人数と各町の報酬金額の差分についての質問を受け、勤務時間の違いによるものであることをご説明し、承認していただきました。

議案第2号 令和3年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」（12月末評価）について、と、議案第3号 令和3年度羽島郡二町教育委員会点検評価の報告について、の両議案については関連性がありましたので、一括で説明をさせていただきました。総務課長から、点検評価の評価事項及び手順について説明した後、学校教育課長から、評価内容と評点集計内容を説明し目標1・2・4を、社会教育課長から目標3、総務課長から目標5の今年度の成果と次年度の方向及び評価委員の意見について説明を行い、承認をしていただきました。

続いて、協議題としまして（１）令和４年度キッズウィークについては、社会教育課長より令和３年度のアンケート結果や近隣市町の状況、羽島郡二町のキッズウィーク中の行事を含めて、資料「令和４年度のキッズウィークに向けて」により説明を行い、期間について時期をずらして１日短くし、「成果と課題を検証し、その後の事業を見直す年」とする考えを説明し、各委員さんよりご意見をいただいた後、承認していただきました。

（２）次回（令和４年第２回）教育委員会定例会の開催については、総務課長より、当初計画していた３月３日が笠松町議会の開会日と重なるため、３月２日（水）９時３０分からに変更させていただくことを連絡済みであること、岐南町役場４-１会議室で開催させていただくことを確認させていただきました。

（３）その他として、第３回教育委員会定例会については、総務課長より、例年４月２日に行われる服務宣誓式に引き続いて開催していますが、今年は週末と重なるため、日程を４月４日（月）午前とし、場所は北小学校体育館を予定していることを説明させていただきました。

以上が、令和４年第１回教育委員会定例会議の報告でございます。

◎教育長 はい、では以上の会議録につきましては、なにかご意見等よろしいでしょうか？

【異議なし】

◎教育長 はい。では、承認していただいたということで、ありがとうございます。

【前回の会議録については承認】

△日程第２ 教育長の報告

◎教育長 続きまして、私から現在の課題等を含めながら、ご報告させていただこうと思えます。資料１をご覧ください。

まず、新型コロナウイルスの状況ですが、２月１５日から３月２日までの学級閉鎖の数を挙げました。岐南町・笠松町、小学校・中学校、このような状況で、先週は割と落ち着いており、このままいつくれないかという願いはありましたが、今週２８日以降は少し増加傾向になっています。—— 個人情報に関する記述の為 略 ——

二つ目は心配しておりました３月３日の公立高校の一時選抜試験に関わってですが、今のところ受験できない受験者はなく、ここに記載の２名については把握もしております。—— 個人情報に関する記述の為 略 ——

高校の方も３月１８日に追試験を設定していただいたり、定員に満たない学校については二次選抜もありますので、そうした均等な受験機会を得て、力を発揮してほしいと思っています。

三つ目、調理センターについてですが、——（略）—— 各町に栄養教諭を二人ずつ配置しているのですが、笠松町の栄養教諭が二人ともお休みをして、不在と

なりました。食物、あるいは調理された料理からの感染はないということなので、助けてもらえないかという依頼を笠松町から受け、岐南町の調理センターの所長とも状況を確認しながら、半日間、ひとりの栄養職員を笠松町へ派遣しました。これは二町教委の良さだと思ひまして、こういうところでサポートし合えるのもありがたいと思ひました。古田町長も、最後の手段としてお弁当を考えてはみえましたが、給食は止めないという方向で努力をしていらっしゃるの、それには応えていきたいと思ひています。

四つ目、職域のワクチン接種です。我々も打たせていただひいて、副反応は人それぞれだと思ひましたが、岐南町の場合は金曜日に接種していただひいているので、土日を挟んだため学校の授業等に影響が出るということはありませんでした。笠松町の方は平日や日曜日の接種の為副反応による年休取得者もいて、学校のやりくりが少し大変な状況があったということでした。3日にはテレビ会議がござひまして、まん延防止措置が延長されるかもしれません。また、県の方針に合せて対応していきたく思ひています。コロナ関係については以上です。

様々な課題がござひますが、そのうちのひとつ、部活動についてお話をさせていたひこうと思ひます。働き方改革も含めて、土日の部活動については社会人指導者で部活運営をしていくという令和5年度からの国の方針があるのですが、それに伴って様々な生徒・保護者の考え方、地域スポーツの役員や指導者の考え方とか、その意思統一を図っていかないと混乱を招くことになってしまうのではないかと思ひており、部活動検討委員会を立ち上げて羽島郡の部活動の在り方について考えていきたく思ひています。

主な協議内容としてはそこに挙げましたが、持続可能で適切な部活動の在り方に関すること、休日の部活動の段階的な地域移行に関すること、また、部活動を取り巻く環境整備に関すること。組織としては、今のところの案として挙げますがすべての方々に集まっていたひくという形になるのか、もう少し、規模を小さくして案を提案していくという形になるのかはわかりません。そういう方々に関わっていただひきながら方向を決めていきたく思ひています。

現状は、平日の放課後は学校部活動として教員が顧問として指導をしているという状況で、その後夜間に行っている活動は部活のメンバーが多いが他の子もいて、保護者クラブということで、保護者の方にお世話いただきながら社会人コーチの方にご指導いただきという形で、部活動には入っていても保護者クラブには入っていない子もいますが、夜間については教員なしで進めているということです。また、土日、祝祭日については、学校部活動はどちらか一日で実施する方向で、後は保護者クラブです。

保護者クラブで一日行ひうところもあれば、保護者クラブがない部活もあります。令和5年度中には各部活に2名の社会人指導者を配置するというところで予算化させていただひいているところです。ただ、社会人指導者だけの指導はできず顧問の監督が必要で、活動の位置づけであるとうひう課題が生じてくるのが現状です。

教員の働き方改革も含めて、休日に休んでもらうという保障をしなくてははいけないですが、先生の中にも部活指導をしたいという方もみえるので、その方にはやっただけるといいと思ひますし、そうすると、今の体制では兼職兼業の申請をしていただひいて、部活動とは切り離して保護者クラブの指導員として先生が参加するとうひう形

で指導をお願いするということになると思います。また、各種大会には学校の先生がいないと参加できないという大会もあると聞いています。

生徒・保護者の部活動に対するニーズで二通りの考え方があると思うのですが、部活というのは、生涯かけて体づくりというか、あるいは文化的な活動でいうと豊かな心を育むということで部活動として取り組んでいきたい保護者の方もいらっしゃるし、逆にもっと強くなって上級学校でそれを生かして頑張りたいという方もいらっしゃいます。高校の独自選抜の中に中体連でと書いてあるので、クラブ部活動というところを認めていただけるとありがたいのですが、そういう進路の関連とか、絞り切れていないが様々な視点での課題があります。保護者クラブにおいても、親さん方の考え方のずれでコーチが板挟みになってしまうところもあり、難しいと思っています。学校の部活動としての捉え方を、きちんと方針として出していく必要があると考えています。どちらが正しいかはわかりませんが、私は、勝利主義に走らずやっぱり生涯スポーツという視点で、中学時代に部活でやってきたものを、一生、自分の友達のような感じで付き合っていけるようなそういう部活動にしていくことが大事だと思っています。競技力を目指す子どもにとって部活は物足りないかもしれないけれど、その子達は、協議力の向上を目指すというクラブもありますのでそういうところへ行っていただければいいと思います。北京オリンピックを観ていて、心椛さんが銅メダルを取りましたが、高校生活だけであんなことができるかという決してそんなことはないと思いますし、学校の協力・理解を得ながら、それぞれの自分を鍛える場でトレーニングを積んできた結果が、ああいう形になってきている。こんなに幅広く多様性のある社会になってきたのだから、自分で選択して目的を持って頑張るということが大事という考え方をしていけば、学校の部活動とクラブとの違いができてもいいのかと思います。ですから学校の部活では、3年生の中体連の大会で勝ち負けはあるかもしれないが、必ず何かの試合に出るということ。例えばソフトボールであれば、一度はバッターボックスに立つとか、守備で守るとか、そういう思い出をもって3年間を締めくくるという教育的配慮というのがないといけないと思いますので、そういう方向に持っていけるといいのではないかと考えています。それを子どもも保護者の方もご理解いただくような働きかけをし、認識を深めていかなければいけないと思っています。

ここでは結論が出ないので、課題を整理しているところがありますが、教育課題の中で非常に大きな変革を求められているということをおもっていますので、今日はお伝えしたいと思いました。また、何かご意見をいただければと思っています。

その他の1番目ですが、3月25日に両町の町長会がございます。毎月行っているのですが、以前コロナ関係の議題の時に呼んでいただいたのですが、今回は水泳の授業のことで来てほしいと言われていています。要はプールの管理のことです。学校の水泳の授業はどうかということ、教育現場の立場から意見がほしいということですのでそれを述べるとともに、立志塾の在り方であるとか、部活動のこととか、令和4年度の学校運営に関わって、また、家庭教育に関わって今考えていることを両町長に話したいと思っています。

その他の二番目は3月の定例議会です。これだけの質問がありました。今、答弁書を作成しているところです。それから素描集です。2月中旬にお渡し予定をしていたのですが、私のところに届いたのが2月の下旬でしたので、遅くなりましたがお渡

しします。また時間のある時に読んでいただければありがたいと思います。

最後にもう1枚、「向き合う」という資料です。これは岐阜市の教育委員会といじめに関する連携協定を結んでいるということで、岐阜市のそれぞれの校長がいじめ通信を出したものを、市内あるいは連携協定を結んでいる市町の方に情報提供ということで投げかけていただいている資料です。直接いじめ問題という感じではないのですが、テーマは礼儀作法。礼儀作法というのはすべての人が安心して楽しく生活できる『幸せの鍵』ということで、—— 個人情報に関する記述の為 略 —— この文章を読ませていただきました。この方は企業の出身の方ということなのですが企業の学びを学校に取り入れていただいている幅広いなことを思いますし、私も様々な方の感覚を取り入れていく必要があると思っています。読ませていただくと、その通りだということをおもひまして、私の言葉で言うと羽島郡学校OSという4月に話をさせていただいたことにつながるとおもうし、働き方改革を推し進めるものでもあるのではないかとおもひています。こういうところを含めて4月に各校長には伝えていきたいと思っています。最初は初対面かもしれないですが、挨拶も2～3回続ければ友達になることができる。そのつながりは非常に大きな意味を持っているとおもひました。私からの報告は以上です。何かございましたらお願いします。

◎岩井委員 自分の職場のことも考えますと、陽性者が出ると周りの人達も接触があると休ませなければいけない。待機が1週間とか10日とかを強いられるのですが、調理センターなどの体制はとれているのですか？

◎教育長 保健所の指示で、マスクをしているとか感染対策がとれているということで、濃厚接触者に該当しないということです。

◎岩井委員 該当しないと言われるわけですか？

◎教育長 はい。学校も、例えば陽性者が出て子ども達の活動状況を報告するのですが、保健所も、基本的にマスク、手洗い、手指消毒をきちんとしていて、マスクを外して15分と言われますが。長時間ではないということで、濃厚接触とはならないという判断を受けています。保健所の指示に従ってやっていますので、業務はできるということです。厚生労働省のホームページを見ても、食物からの感染は今までないということですので、それは間違いないとおもひます。

◎岩井委員 部活の問題は私もどうやっていくのかなとおもひます。ただ、意見を聞くということは大変いいことだと思うのですが、メンバーを見ると、多分聞けば聞くほど考え方のばらつきが大きいとおもうので、拡散していくのではないかと容易に想像が付きまします。じゃあ何が大事かという、やはり教育委員会としての方針をきちんと持っていないとイケないとおもひます。この人達は思いがそれぞれあって、結構どんどん拡散していつてしまうのではないかとおもう気がします。

◎教育長 ということは、先程最後にお話ししたように、学校の部活というのはこういう方向でいきたいとおもひていることをということですね。

◎岩井委員 それをひとつ基本として持っていないとイケないとおもうのです。

◎教育長 意見を聞いてというのではなくてということですね。はい。ありがとうございます。わかりました。こうしていきたいということをおもひます。

◎羽田野委員 私は行政の立場で実際にやってきたことなので、お話しします。本来、学校の部活動を無くして地域スポーツに移管するという趣旨で、総合型地域スポーツというのが

できたのですが、我々もドイツへも行って視察をして、そういうものを日本で取り入れるということでやってきたのです。日本の部活動は学校を中心にして広がってきているのが現状なので、外国のものをすぐに取り入れることなどできないということを知っていてやり始めてしまったんですね。

◎教育長 なるほど。

◎羽田野委員 実際には100年ぐらいかかるのではないかと。わかっていながらやっついこうとすることで、——(略)——特に中体連や高体連という大会がある限り、変わっていかないと思います。ただ、今は教員の働き方改革ということも重なって、当時はそんなことまで考えていなかったと思いますので変わっていくのではないかなあと思っています。教員の中にも、自分が教員になったのはそういうことがしたいからだという方もたくさんいると思いますし、家庭を犠牲にしてもやるという人もいますし、結婚もしなくてずっと一筋でやってみえる方もみえますので、そういう心情を考えるとなかなか難しいなあとは思いますが、部活動としてやる時には、一生懸命になるとやっぱり特に競技力向上だけに進んでしまうのですが、本来のスポーツの在り方としては、教育長さんが言われたように、健康作りとか仲間作りとかが主体となる。特に中学生の場合は、小学校もそうですが、そういう感覚で本当は教えていかないと駄目なんだということもわかります。

スポーツの指導者も、日本では経験者になっていますが本来は資格を持った人が教えるべきだと思うので、そういう資格制度が変わってきていますので、本当に指導できる指導者がどのくらいいるのかということもしっかりと把握していないといけないと思います。経験者が教えるというスタイルではなくなってくるのではないかと思いますので。スポ少の指導者も一応研修を受けた人がやっていますが、保護者クラブと言っても保護者が教えるわけではないですから、指導者がちゃんとしているかどうか把握するべきです。生徒数も減ってきていますので、ひとつの学校でやるだけの部活ではなくて、いくつもの学校から集まってやるスタイルも多くなっています。

私の立場で言うと、岐南町で競技スポーツという感覚で小さい時から頑張っていて、大人になるまでやっていくようなスポーツができるといいと思っていますし、総合型地域スポーツになっていくといいと思います。課題は多くありますので。

◎教育長 全然先が見えないですね。

◎岩井委員 笠松町は地域総合型のスポーツクラブさえもないわけで、多分県内でないのは笠松町くらいだと思うんですね。

◎羽田野委員 今は、ほとんど増えていないですからね。停滞しているのです。

◎教育長 どの市町も宙ぶらりんですね。なかなか難しいようです。

◎久納委員 野球、サッカー、バレーボールなどは、学校の部活でなくて、クラブチームとかも聞きますけれど、さっき言われたように、高校の方が独自選抜で中体連の結果を見られるとなると高校のほうでもそのあたりを見直してもらわないと。と思うので、働きかけが必要なかなと思いますし、最近はどうかわかりませんが、クラブチームに入っている子が、逆に学校の部活や体育の授業をおろそかにして、学校の体育の先生とあまり上手くいかなかったという話を少し前に聞いたことがあります。

◎教育長 要は自分にはレベルが低いと思うということですね。

◎久納委員 あからさまな態度で見せるということですね。学校はこういうものであるということを知

一本方針が出ていれば、また変わってくるかなあとと思います。

それからコロナウイルス関連ですが、濃厚接触者が家族かということで「あなた、先に帰りなさい。2、3日学校に来ないように」と言われて在宅になった人のご家族から聞いたのですが、たまたまご家族が在宅ワークでおうちにいらした時に、給食を別室で食べて、午後子どもが帰ってきたということで、様子を見ていたら、午後の授業はタブレットで学校とつないでやっていて、その様子がすごく楽しそうで違和感なく授業に参加できていて、それを保護者の方も垣間見ることができてとても安心したと言っていました。

◎教育長 安心したということなのですね。ドキドキしました。

◎久納委員 ひとつ不安なこととしては、急に昼から帰ってくるようになったので、たまたま在宅ワークだから良かったけれど、家に誰もいなかったら、そういうお子さんもみえるだろうし、そういう時は皆さんどうしてみえるのかと思ったということでは言われていました。

授業に関しては、学級閉鎖で皆が休む場合はともかく、自分の子だけが帰ってきててもそういう対応をしてもらえたのでとてもありがたかったという話を聞きました。

◎教育長 ありがとうございます。

子どもが家に入れない場合は帰さないはずです。

◎学校教育課長 早退の場合は、特に低学年などは必ず迎えに来てもらうようにしています。

◎教育長 学校には、必ずこうしてくれというようにお願いはしています。授業についても工夫してやってもらっているということですね。ありがとうございました。

なかなかゴールが見えていないことがいっぱいありますが、教育長の報告としては以上ですので、よろしくをお願いします。

【異議なし】

○議題

△日程第3 議案第4号 令和4年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

◎教育長 では、議題に入りますがよろしいでしょうか。

まず初めに、議案第4号 令和4年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について、総務課長より説明をお願いします。

◎総務課長 それでは、議題に入らせていただきます。

議案第4号 羽島郡二町教育長職務代理者の指名についてです。3頁をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとあります。今年度職務代理者を務めておられます岩井弘榮（ひろひで）委員の職務代理者の任期が、令和4年3月31日に任期満了を迎えることに伴いまして、新たな職務代理者の指名をお願いいたします。

これまでの経緯をご説明しますと、その年の羽島郡町長会長の町の教育委員さんに職務代理を務めていただいております。令和4年度は町長会の事務局が岐南町となります。なお、任期については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

◎岩井委員 今まで笠松町と岐南町と交互にやってきたので、町長会とは関係なく決めていました。

◎総務課長 そうですか。そういうことだと、令和4年度は岐南町の方でということですね。

- ◎岩井委員 順番だと西さんです。
◎久納委員 そうですね。西さんですね。
◎岩井委員 1年間、コロナ禍で何もなかったですよ。やはり今度は西さんじゃないですか？
◎教育長 よろしいですか？

【異議なし】

- ◎総務課長 はい。それでは令和4年度の教育長職務代理者は西委員さんのほうにお願いしたいと思えます。ありがとうございました。

- △日程第4 議案第5号 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の一部を改正する規約について
◎教育長 では続いて、議案第5号 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の一部を改正する規約についてですが、議案第5号から議案第10号まで、続けて総務課長の方から説明をお願いします。

- ◎総務課長 議案第5号 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の一部を改正する規約についてです。4頁をご覧ください。

この規約の改正につきましては、現在実施している事業内容と例規の文言の整合性を図るため、当該第6条及び第12条の内容の整理及び文言の修正を行うものです。内容としましては、7頁の新旧対照表のとおり、教育長、事務局職員、フルタイム会計年度任用職員には、給料、旅費の支給、委員会の委員、附属機関の委員、委員会の所管に属するパートタイム会計年度任用職員には、報酬、費用弁償を支給することを、混同しないように分けて記載することとしたものです。

次に5頁、6頁をご覧ください。この規約の変更にあたりましては、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、同法第252条の2の2第3項及び同法252条の9第3項の規定により、岐南町、笠松町両町の議会の議決を求めまして、各町より告示していただくこととなっておりますので、今回の3月の定例議会に提出させていただきます。

なお、この規約は、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

- ◎教育長 はい。よろしいですか？

【異議なし】

- △日程第5 議案第6号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

- ◎教育長 はい。では、続いてお願いします。

- ◎総務課長 8頁からの議案第6号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についてです。10頁をご覧ください。羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正しようとするものです。「令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」第32条第2項にて国民の祝日に関する法律の特例規定があり、令和3年のスポーツの日が7月23日となっていましたが、令和4年以降は通常の10月の第2月曜日に戻るため、「羽島郡町立小・中学校管理規則」第4条の学期及び休業日に関する規定の、学期については従前に戻し、併せて休業日の運用について見直しを行い、

秋季・冬季休業日について一部改正をします。なお、幹事町（岐南町）において行政手続における押印等の見直しを実施することに伴い、当該規則においても見直しをすべき様式13種について一部改正し、12頁から24頁の申請書等の押印を不要とすることにいたしました。

この規則は、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

様々な書類の様式を添付してございますが、要するに、今後、国や県の行政機関が押印を見直していくことに伴い、教育委員会に対する提出書類への校長印や申請印を不要とするものについて押印欄を削除しているものです。よろしかったでしょうか？

では、引き続き説明だけを先に進めさせていただきます。

△日程第6 議案第7号 羽島郡二町教育委員会行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則の整備について

◎総務課長 次に、25頁からの議案第7号 羽島郡二町教育委員会行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則についてです。27頁をご覧ください。

これは新しく整備する規則ですが、議案6号同様に幹事町（岐南町）において行政手続における押印等の見直しを実施することに伴い、羽島郡二町教育委員会行政手続における押印等の見直しを行い、押印等の規定がある5規則（羽島郡二町教育委員会会議規則、羽島郡二町教育委員会表彰規則、岐南町公民館運営規則、岐南町歴史民俗資料館条例施行規則、岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則）について、一括して改正する整備規則を制定しようとするものです。

内容としましては、それぞれ該当する様式の押印欄、署名欄をなくすものです。

なお、この規則は、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

△日程第7 議案第8号 羽島郡二町教育委員会規則における申請書等の押印の取り扱いの特例に関する規則の廃止について

◎総務課長 続きまして、議案第8号 羽島郡二町教育委員会規則における申請書等の押印の取り扱いの特例に関する規則についてです。資料の29頁になります。当規則は申請書等の押印の取り扱いの特例を定めていますが、「岐南町公民館運営規則」「岐南町学習等供用施設設置条例施行規則」については『印』が令和元年の規則改正により『署名欄』に様式改正されており、また、今後、岐南町行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直しにより『署名欄』は廃止予定であるため、当規則を廃止するものです。

なお、「岐南町体育施設条例施行規則」については平成23年に廃止されています。

△日程第8 議案第9号 羽島郡二町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

◎総務課長 次に、31頁からの議案第9号 羽島郡二町特別支援教育就学奨励費支給要綱についてご説明します。33頁をご覧ください。

これは「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の趣旨に基づき、特別支援学級等で学ぶ障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について援助できるよう要綱を整備しようとするものです。

概要としましては、第2条の支給対象者—特別支援学級等で学ぶ障害のある児童生徒の保護者（所得制限あり）、第3条に支給費目として(1)から(6)の費目を明記。

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で支給します。実際にはすでに支給されておりますが、要綱の整備が遅れておりましたので、この時期に合わせてきちんと整備することにさせていただきます。

した。またこの受付事務に関しましては、学校教育課の特別教育支援担当者が行っておりまして、総務課の方と連携を図りながら支給をさせていただいております。

なお、この要綱は、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

△日程第9 議案第10号 羽島郡二町教育委員会行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係要綱の整備について

◎総務課長 次に議案第10号 羽島郡二町教育委員会行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱についてご説明します。39頁をご覧ください。

議案第7号と同様に、羽島郡二町教育委員会行政手続きにおける押印等の見直しを行い、押印等の規定がある二つの要綱（羽島郡町立小・中学校事務共同実施要綱、羽島郡二町就学援助に関する要綱）について様式の中に印を求めるものがございましたので、一括して改正する整備要綱を制定しようとするものです。

内容としましては、羽島郡町立小・中学校事務共同実施要綱の該当する様式の㊦、羽島郡二町就学援助に関する要綱の該当する様式の㊦をなくし、署名または記名押印に改めるものです。

なお、この規則は、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

議案の説明としては、以上になります。今、説明させていただいた規約・規則・要綱の一部改正につきましては、2月8日(火)に、幹事町岐南町の法令審査会において審査済みであることもご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

◎教育長 はい。今議案第5号から10号まで説明させていただきましたが、何かご意見ご質問はございませんか？

◎岩井委員 今の押印廃止のことはいいのですが、笠松町はどうなっていますか？笠松町のはあがってこなくていいんですか？

◎総務課長 笠松町は笠松町でやっていらっしゃると思います。共同設置規約に関しては、両町からの交付ということで、両議会にも上程しますが他のものにつきましては教育委員会の規則等になりますので、ここでお諮りして、笠松町にもお伝えをするということです。

笠松町議会でこれらを審議していただくことはないですし、岐南町でも一緒です。

ただこういう法令の文言ですとか書き方というのは私も不慣れですし、幹事町の岐南町で法令審査会に提出して一緒に審議をしていただいています。本来は、定例会の場でも細かく審査をするべきだとは思いますが、専門知識を持った方にご助言いただいたうえで提出させていただいているということです。

◎羽田野委員 押印はなくしますが、サインというか署名はしますね。今までは、印刷されたものに印鑑を押していましたが、署名を全部しなくてはいけなくなると大変になるのかなあと。どう対応されるのですか？

◎総務課長 内容によって違ってきます。行政間のやり取りでも、メールの場合、押印を省略ということでデータが添付されてくことや、相手先にもよりますが押印なしで書類の提出が可能となりました。個人が申請するものでなければ自署でなくても大丈夫な書類もありますが、補助金申請や、首長が依頼するものなど押印が必要なものもまだございます。基準については不勉強で正確にはお伝えできませんが。

◎羽田野委員 一般の方が出す書類は署名をして出せばいいのですが、行政の人の手間が増えるのかなあとお思いまして。大変になるのではないかなあと思ったのですが。

◎総務課長 そういふことはないと思います。記名押印というものを除けば、今後ほとんどの書類

に印は不要になります。パソコンに入力された文字であっても認められています。

最近県から送られてきて提出が求められている書類でも、印が必要なものはほとんどないですね。

◎社会教育課長　そうですね。補助金関係ものによっては不要です。コミュニティスクールの補助金は押しませんね。

◎総務課長　笠松も町そうかもしれませんが、岐南町ではなかなか電子決裁までには至っていませんので、確認をしては印を押してはいます。手続き上のことについては廃止ということですね。

◎教育長　はい。では押印に関わるのが主な話題になっておりますが、他にはよろしかったでしょうか。確実に行うことと、簡素化を図ることとといいますか、効率化を図るという視点で進めていけたらと思います。

——— 個人情報に関する記述の為 略 ———

◎教育長　議案に関して、他にはよろしかったですか？

【異議なし】

◎教育長　はい。ありがとうございました。

○協議題

◎教育長　では、続いて協議題に入ります。

△日程第10　（１）令和３年教育委員会事業報告について

（２）令和４年教育委員会事業計画（案）について

◎教育長　では、令和３年教育委員会事業報告についてと令和４年教育委員会事業計画（案）について、総務課長から説明をお願いします。

◎総務課長　令和３年教育委員会事業について報告します。４０頁をご覧ください。

教育委員会の事業として、先月の定例会で点検評価の報告の中にもありました令和３年２月１５日から令和３年１２月２４日までの間に１０回の定例会を開催しました。また同日の教育委員会の運営協議会を２月については、新年度予算と点検評価の報告を併せて協議していただき、１０月２９日には、令和２年度の決算の報告及び新年度の新規事業提案について説明しました。４月には服務宣誓式及び５月には二町の総合教育会議ということで、今年度は特に学習指導要領の全面实施に伴い、育みたい資質、能力、指導方法について考え、学校・家庭・地域（行政）における教育の重要性から、各町の関係機関と連携を図っていくことについて協議を行いました。

また、令和２年度にはできなかった学校訪問（６月：岐南中、９月：笠松中、１２月：東小）を行い、オンライン開催とはなりましたが、岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会にも参加していただくことができました。ただ、教育委員の県外視察研修については当初計画には入っていましたが、コロナ禍の関係で中止をせざるを得ないという状況になりました。以上が令和３年の事業報告です。

４１頁には、令和４年教育委員会事業計画（案）をお示ししましたが、これまでに開催しましたものと、卒業式、入学式を入れさせていただいて、４月４日の服務宣誓式の日程及び、１１月１１日に教育委員会連合会総会が海津市で行われますのでその

日程も入れさせていただいております。その他につきましては、今後相談しながら決めさせていただくことになると思いますのでよろしく申し上げます。

- ◎教育長 はい。事業報告と事業計画（案）についてはよろしかったですか。
- ◎久納委員 開催場所ですが、12月は東小学校で開催しましたよね？
- ◎社会教育課長 12月24日ですね。岐南町役場になっていますね。
- ◎総務課長 そうですね。ありがとうございます。ここだけ訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。あとで差し替えさせていただきます。
- ◎久納委員 それから例年4月の中旬に、羽島郡二町の教員が集まる会がありますよね？岐南中で。
- ◎岩井委員 教育総会だね。岐南中の体育館で。
- ◎教育長 教育総会ですか。
- ◎社会教育課長 今年度は、オンラインでしたね。
- ◎久納委員 来年度はありますか？
- ◎教育長 そこはまだ決まっていないですね。できれば集まって開催したいという思いはありますが、コロナの状況によります。 ——（略）——
- ◎教育長 どうなるかは未定ですが、年に1回のことですので、コロナの状況が落ち着けば一堂に会して行いたいと思っています。
- ◎総務課長 4月の中旬に全教員の方が集まられるのですか？
- ◎岩井委員 教育会だよ。新しい体制ができるから。
- ◎教育長 そうです。教育会の総会ですね。昔は春と冬に、年度初めと年度終わりということで2回行っていました。今は1回のみになりましたね。他にはよろしかったですか？

【異議なし】

(3) 令和4年度教職員の服務宣誓式（案）について

- ◎教育長 では続いて、令和4年度教職員の服務宣誓式（案）について、学校教育課長より説明をお願いします。
- ◎学校教育課長 42頁をご覧ください。前回の定例会でもお伝えしましたが、4月4日の9時半から、場所はワクチン接種の関係がありまして両町とも公民館が取れないものですから、岐南町立北小学校の屋内運動場、体育館の方で行なわせていただくことになっております。流れにつきましてはそこに書いてある通りです。よろしく申し上げます。
- ◎教育長 はい。今年は4月4日になります。会場も例年は公民館を利用しておりますが、ワクチン接種の関係がございまして、北小学校で行いたいと思います。お願いいたします。

(4) 令和4年度年間行事計画（予定）について

- ◎教育長 続いて（4）令和4年度年間行事計画（予定）について、五藤課長より説明をお願いします。
- ◎学校教育課長 はい。資料の43、44頁になります。
- ◎教育長 ちょっと見にくくてすみません。
- ◎学校教育課長 これは、2月10日に岐阜教育事務所を通じて、岐阜県関係の行事、事務所関係の行事の一次案をもらいました。それに基づいて教育委員会関係や羽島郡二町の社会教育課の関係、また他団体の関係、学校の関係について、それぞれ記入させていただいておりますが、岐阜県、岐阜教育事務所主催の行事については、まだ変更が三次案、

四次案くらいまで出てきます。県がひとつ変わると、こちらも変えないといけないところが出てきますので、あくまでも一次案の計画案であるというようにご覧いただくといいと思います。コロナ禍ではありますが、運動会や授業参観等についても、通常通りできるであろうという想定をして行事についても現在組み込ませていただいているのが現状です。

44頁の10月のところですが、先程規則の改正がありました。今年度は10月7日までが学校がある前期となり、実際は10月10日までが前期の日程ですが、7日が終業式ということになります。そのあと秋休みがありまして、10月17日月曜日から学校としての後期が始まるという日程になっております。また、規則の改正に基づき、1月も6日までが冬休みということになりましたので、1月10日から後期が始まるというように変更になっていきますので、ご確認の程よろしく申し上げます。

◎教育長 先程の郡の教育会は、これには入っていますか？

◎社会教育課長 4月21日です。

◎教育長 わかりますか？予定としては4月21日になっています。

◎久納委員 小学校の運動会は別の日なのですね。前は同じ日だったと思うのですが。

◎学校教育課長 岐南町ですか？岐南町は今年も違ったと思います。東小が9月21日、西小が10月22日、北小が11月12日です。

◎久納委員 公表会はいつですか？

◎社会教育課長 五藤課長、公表会は、まだ2月10日版では入っていないと思います。

◎学校教育課長 はい、まだです。

◎教育長 小学校の運動会はばらばらなんだね。

◎総務課長 月も違うんですね。

◎学校教育課長 岐南町は別日です。笠松は同日です。

◎久納委員 笠中の体育大会と岐南中のスポーツステーションが同日ですね。10月27日で。

◎学校教育課長 春先の笠松町の運動会については同一日で行いやすいのですが、秋に岐南町は行いますので、宿泊研修との兼ね合いで同じところに持っていきにくいというのがあります。宿泊研修をばらばらで実施するので、その前後に運動会というのは入れにくいです。秋に運動会を持っていくとこういう形になってしまいます。

◎教育長 難しいですね。これは。

難しい問題も出てくる可能性はありますが、とりあえず予定ということでもよろしいですか？他に質問とはよろしかったですか？

(5) 次回(第3回)教育委員会定例会の開催について

◎教育長 では続いて、次回(第3回)教育委員会定例会の開催について、総務課長、お願いします。

◎総務課長 45頁をご覧ください。次回(令和4年第3回)教育委員会定例会議につきましては、令和4年度の服務宣誓式後に行いますので、令和4年4月4日(月)の午前に開催することを、前回の定例会でお伝えしてありました。先程服務宣誓式の日程をご説明しましたが、10時半に終了後、移動していただき、定例会を引き続き行います。北小学校の2階にあります「木のへや」をお借りすることができましたので、会場は北小学校とさせていただきます。会議に引き続き、校長先生方との懇談会も予定しております。なお、定例会のご案内については本日お渡しいたします。議題につきまし

ては、当日までに増える可能性もございますのでご了承ください。

続いて（6）その他ですが、岐阜県市町村教育委員会連合会より、協力依頼がありました、教育委員による県連HPへのエッセイ投稿「教育委員徒然日記」につきまして、羽島郡二町教育委員会からは岩井委員さんをお願いすることとさせていただいておりました。先日原稿のご提出をいただきまして、事務局の方へ送付させていただきましたのでご報告させていただきます。担当者よりお礼のメールがあり、HP掲載は令和4年4月の予定です。大変お疲れ様でございました。本日、皆様にも岩井委員さんの原稿をお渡しさせていただきますので、ぜひお読みください。

——— 個人情報に関する記述の為 略 ———

また、市町村教育委員会連合会より令和4年度の県連合会関係行事予定「事業計画最新案」の配布依頼がございましたので、本日お渡しさせていただきます。現段階で、令和4年度の研究総会は11月11日金曜日に予定されておりまして、正式には5月開催の令和4年度の役員会・総会の方で決定されますので変更の可能性もあるということでございます。またご確認の方、よろしく願いいたします。

◎教育長 はい、よろしかったでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 では、これを持ちまして令和4年第2回定例会を終わります。
ありがとうございました。

【午前11時15分 閉会】